第９期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

資料２

目標に対する実施内容の達成状況「◎…達成できた、○…概ね達成できた、△…達成はやや不十分、×…全く達成できなかった」

第9期介護保険事業計画に記載の内容					令和7年度（年度末実績）			
区分	第9期における 具体的な取組	現状と課題	目標 （事業内容、指標等）	目標の評価方法	実施内容	自己評価 結果	自己評価 内容	課題と対応策
自立支援・ 介護予防・ 重度化防止	さくら体操等介護予防の推進 さくら体操を身近な所で実施できる体制を推進する。 高齢者の介護予防・フレイル予防や自立支援を図るため、介護予防講座やシニア運動教室等の事業を通じて介護予防・フレイル予防のための具体的な情報提供や助言を行う。	高齢者が主体的に介護予防・フレイル予防等への取り組みを行うためには、介護予防等に関する知識の普及啓発等が必要である。	さくら体操会場数　　55か所 さくら体操延参加者数　6600人 介護予防講座延参加者数　210人	開催内容、参加者数、参加者へのアンケート内容結果	・さくら体操ではリハビリ専門職が定期的に会場を巡回し、参加者の自立支援のための助言等を実施。 ・体力測定会（年２回）を行い、リハビリ専門職が結果を基に自立支援・介護予防に向け、参加者個々にアドバイスを実施。 ・さくら体操の会場ごとに先頭に立って活動するボランティア（介護予防リーダー）の養成講座を実施。 ・高齢者が介護予防・フレイル予防のための具体的な情報、知識を得て取り組めるよう介護予防講座やシニア運動教室を開催。 さくら体操会場数 33会場 さくら体操の延参加者数 6612人 介護予防講座延参加者数 147人 シニア運動教室実参加者数 115人	○	・第9期計画期間における目標の達成には至らなかったが、様々な機会を通じて、介護予防・フレイル予防のための具体的な取り組みとして事業の周知をしたことで、事業参加者が前年度より増加した。	高齢者の多様化しているニーズを把握し、より多くの方の事業参加につながるよう事業構築を行う。
自立支援・ 介護予防・ 重度化防止	地域の居場所に対する支援の充実 生活支援コーディネーターを中心に、居場所の立ち上げや活動継続に対して支援を実施する。 また、地域のリハビリテーション専門職が居場所を巡回し、介護予防・フレイル予防の普及啓発や健康相談等の支援を行う。 居場所の情報を掲載した冊子と地図をそれぞれ隔年で発行し、情報を周知するとともに、居場所間の交流を図る。	高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくためには、住民主体の居場所等互いに支え合い、助け合う地域づくりが必要である。	市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 185か所 リハビリテーション専門職の巡回数 96回	生活支援コーディネーターの支援状況、冊子への掲載居場所数、リハビリテーション専門職の巡回数等により評価	・生活支援コーディネーターを中心に、居場所の活動継続に向け２層協議体を開催し、通いの場の活動を継続できる方法等について、住民主体で決めていけるよう支援を行った。 ・地域の居場所の情報をまとめたマップを作成し、様々な機会を通じて周知を行った。 ・居場所の活動を紹介する機会を設け周知を行った。 市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数 190か所 リハビリテーション専門職の巡回数 96回	○	市内の居場所の情報をまとめた冊子への掲載居場所数が目標値を達成することができたため。また、居場所の活動を紹介する機会を開催し、多くの高齢者に居場所を周知することができたため。	居場所の担い手が高齢化してきており、活動が終了になるところもあるため、様々機会を通じて居場所の周知を行う。

自立支援・介護予防・重度化防止	短期集中予防サービス（通所型・訪問型）の実施 介護認定要支援者等の軽度者に対し、リハビリテーション専門職が利用者の現状をアセスメントし、３か月短期集中の訪問型と通所型のサービスを提供し、生活機能の維持・改善を図る。	高齢者が主体的に介護予防・フレイル予防のための具体的な方法を知り、自立支援・重度化防止に向けた取り組みを実施していく必要がある。	短期集中予防サービス（通所型） 実利用者　24人/年 短期集中予防サービス（訪問型） 実利用者　24人/年	利用者実数とサービス利用後の状況等により評価	通所型サービス前の訪問型サービスと３か月間の通所型サービスを合わせて実施。 短期集中予防サービス（通所型）　実利用者 23人/年 短期集中予防サービス（訪問型）　実利用者 23人/年	○	多くの利用者がサービス利用により生活機能の向上が見られ、半数以上の方が介護保険サービス利用なしとなったが、短期集中予防サービスの利用者が定員に満たなかったため。	事業利用による効果等を関係機関とも共有し、利用者の増加を目指す。
自立支援・介護予防・重度化防止	リハビリテーションサービスの普及啓発	要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービス提供体制の整備が重要である。 市の介護保険制度におけるリハビリテーションのサービス提供体制は一定程度充足していますが、引き続き、サービス利用の維持・向上を図るとともに、必要な方が必要な時にサービスを利用できるよう制度の周知を図る必要がある。	サービス利用率の維持・向上を図る。 ※利用率：リハビリテーションサービスの利用者数を認定者で除して算出	訪問リハビリテーションの利用率及び通所リハビリテーションの利用率により評価	市ホームページ介護サービス事業所一覧を拡充し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションにおける事業所ごとの個別紹介を掲載することで、リハビリテーションサービス提供体制の普及啓発を図った。 物価高騰の影響を受ける介護サービス事業所に対し支援金を交付し、安定的なサービス提供体制の支援をした。	○	訪問リハビリテーションの利用率 小金井市：2.65% 東京都：1.65% 全国2.07% 通所リハビリテーションの利用率 小金井市：5.02% 東京都：4.55% 全国：8.29%	訪問訪問リハビリテーションの利用率は、東京都平均・全国平均を上回っているが、通所リハビリテーションの利用率は、東京都平均を上回り、全国平均を下回っている状況である。 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの提供体制は引き続き充実していると考えられるが、必要な方が必要な時に通所リハビリテーションを利用できるよう、引き続きサービスの周知を行う。

給付適正化	調査票の点検、研修等の実施及びeラーニングシステムの周知を行う。	継続して介護認定調査の平準化及び介護認定審査会の合議体間の審査判定結果の平準化に努めていく必要がある。	全国一律の基準に基づいた適切かつ公平な要介護認定となるよう、認定調査及び認定審査の平準化を図る。	実施の有無（調査票の全件点検、調査員研修及び審査会委員研修等の実施）により評価	・調査票の全件点検を実施した ・東京都の認定調査員研修へ参加するとともに、小金井市の認定調査員研修を開催した（１回）。 ・東京都の認定審査会委員研修の受講勧奨を実施した。また、合議体長の会議（1回）及び審査会委員研修（1回）を実施した。	○	・調査票は点検するだけでなく、必要に応じ、電話等により調査員へのフィードバックも行った。 ・調査員研修では、認定調査項目の留意点や聞き取り方法について、グループワーク等を通じて改めて周知した。 ・審査会委員研修では、判断が難しいケース等模擬審査会を通じて、情報共有し、審査判定の平準化を図った	調査員研修や調査票点検、審査会委員研修を継続して実施することより、引き続き介護認定の適正化に努める必要がある。 申請件数の増加に対し、効率的に調査点検を行えるような方法や認定期間の短縮に向けた手法が検討課題である。
給付適正化	市内居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携し、ケアプラン点検を実施することで、ケアマネジメントの質の向上を図る。	介護支援専門員が作成したケアプランについて、その内容の点検及び支援を行い、個々の利用者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供されることが必要である。 自立支援に資する適切なケアプランとなるよう、介護支援専門員の質の向上を図る必要がある。	ケアプラン点検実施件数45件/年	ケアプラン点検実施件数及び主任介護支援専門員等のアンケート結果をもとに評価	8事業所ケアプラン点検計194件を実施した。 なお、そのうち主任介護支援専門員と連携し4事業所ケアプラン点検計4件を実施した。 主任介護支援専門員と連携した点検について、被点検者の負担が減るよう点検ツールを一部修正するなど、効果的な点検となるよう工夫を行った。	◎	目標件数を達成した。 また、事前にケアプランの点検対象を選定することで、点検の際に重点的に確認したり効果的な指導につながった。 主任介護支援専門員と連携した点検については、実施後アンケートより、今後のケアマネジメントに活かせる気づきがあったという声がきかれ、ケアマネジメントの質の向上に一定の成果があったことを確認した。	利用者の自立支援に資するケアプランとなるよう、引き続き効果的な点検手法について研究しつつ、主任介護支援専門員と連携しながら実施していく。

給付適正化	適切な住宅改修や福祉用具の利用の推進のため、介護保険のサービス利用についての案内冊子を作成し、周知を図る。 住宅改修については、図面や見積書等の書面審査を全件実施するとともに、現地確認を一部行い、必要性を確認する。 福祉用具については、軽度者の福祉用具貸与においては、医師の所見やサービス担当者会議の記録から必要性を確認する。	利用者の身体の状態に応じた必要かつ適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう点検を行う必要がある。	住宅改修の現地調査件数：１５件以上/年	住宅改修の現地調査件数により評価	住宅改修の現地調査件数：21件 軽度者の福祉用具貸与：全件事前調査 「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」（縦覧点検）：1318件	◎	目標件数を達成した。 住宅改修の現地調査については、利用者への聞き取り等により、その必要性を確認している。 軽度者の福祉用具貸与においては、医師の所見やサービス担当者会議の記録から全件必要性を確認している。また、縦覧点検で情報提供される帳票を使用し年２回点検を実施した。	担当職員の経験、知識による部分が大きいため、書面審査については複数体制で行えるよう研修の受講等により専門的知識の習得に努め、適切な利用の確認を行う。
給付適正化	審査を一部委託する国民健康保険団体連合会と連携しながら、縦覧点検・医療情報との突合を効率的に実施する。	介護給付費については、その請求内容を審査し、適正な請求がなされているか点検することで給付の適正化を図る必要がある。 受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況等を確認し、請求内容に疑義や誤り等がある場合には、事業所へ照会し適宜指導を行っている。 また医療情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行っている。	国保連から提供される帳票を整理し、効果が高いと見込まれる帳票を重点的に審査する。 縦覧点検審査件数1,000件/年 医療情報との突合審査件数70件/年	縦覧点検審査件数及び医療情報との突合審査件数により評価	縦覧点検審査件数2,656件 医療情報との突合審査件数108件	◎	審査件数を達成した。 国保連審査分のほか、毎月保険者確認分として提供されるすべての帳票について審査を行い、疑義のあるものについては事業所照会を実施し適宜指導を行った。 情報提供のみされる「その他６帳票」については毎月審査するもの、ケアプラン点検に活用するもの等、市として有効と思われる方法で活用した。	引き続き効率的効果的な審査を行いつつ、国保連の帳票を活用できる体制を整える。

給付適正化	利用者にとって分かりやすく、かつ効果的な給付費通知を行う。	利用者に利用したサービス内容や料金を確認いただき、介護サービスの適正な提供に資するため、介護給付費通知を送付している。 通知が利用者に理解しやすい内容となるよう改善していくことが必要である。	利用者に対して適切なサービスの利用を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認することにより、適切な請求を促進する。 ４圏域中１圏域において年１回実施	実施の有無により評価	令和７年１２月に実施した。	◎	発送後、通知目的や利用サービスの確認の問合せがあり、自身の利用しているサービスに対する保険給付への関心を向けることに繋がったため、一定の効果があったと見込まれる。	給付費通知については医療費通知と混同され問い合わせを受けるケースが多いため、通知の趣旨や見るべきポイント等を通知に同封して提示し、実施時期の調整や医師会、歯科医師会、薬剤師会への周知を行っている。今年は「地域包括支援センターの職員が知らない」ことに対する問い合わせがあったため、次年度は居宅介護支援事業所、地域包括支援センターへも周知することを検討する。
給付適正化	指導検査及びケアプラン点検の対象者抽出の際に給付実績（帳票）を活用し、より効率的・効果的な事業者の指導につなげていくほか、その他の活用方法について検討する。	国民健康保険団体連合会提供される審査支払の結果から得られる給付実績（帳票）を活用し、介護報酬の不適切な請求のあった事業所には適切な助言・指導を行えるよう、帳票の効果的な活用方法について検証が必要である。	東京都や国民健康保険団体連合会主催の研修会を受講して知識を得るとともに、他自治体の取り組み状況を参考とするなど、確認できる帳票を増やし、事業者指導・支援につなげていく。	給付実績の活用状況により評価	指導検査において、事前に給付実績から分析できる事業所の傾向（平均値との乖離等）の情報を確認した。 「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」「生活援助中心訪問介護サービス利用者一覧」「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所利用者一覧」等を確認し、点検対象のケアプランを選定する際に使用した。	◎	事前に事業所の傾向とケアプランの点検対象を把握することで、重点的に確認するなど効果的な指導につながった。	現状、ケアプラン点検での活用のみのため、確認できる帳票の種類を増やすことが課題である。国保連の研修へ参加し、給付実績データの活用方法を習得する。